

国立大学教育研究評価委員会（第51回）議事録

1. 日 時 平成30年10月18日（木） 13:00～15:00

2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3. 出席者

（委員）浅田委員、アリソン委員、井上委員、小畑委員、相良委員、関本委員、
豊田委員、古沢委員、山内委員、山口委員、吉田委員

（事務局）福田機構長、長谷川理事、湊屋理事、川口顧問、岡本顧問、
山本研究開発部長、井田教授、竹中教授、佐藤評価事業部長、
三田評価企画課長、佐藤評価企画課課長補佐 外

議 事

(1) 第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る実績報告書作成要領及び評価
作業マニュアルの策定に当たり主な検討すべき事項への方向性について

(2) その他

- ・ 第50回の議事録について、資料1（案）のとおり了承された。
- ・ 人事異動による機構幹部職員の紹介。
- ・ 7月に開催された国立大学法人等評価実務担当者説明会の報告。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 ただいまから国立大学教育研究評価委員会（第51回）を開催します。

議事に入る前に、まず事務局から配付資料の確認をお願いします。

● それでは、配付資料の確認をいたします。資料1が「国立大学教育研究評価委員会（第50回）議事録（案）」、資料2が「実績報告書作成要領、評価マニュアルの策定に当たり主な検討すべき事項への方向性について（案）」、資料3-1が「現況分析結果の達成状況評価への積極的な活用について（案）」、資料3-2が「大学機関別認証評価との関係性について（案）」、資料3-3が「データ分析集及び入力データ集の取扱いにつ

いて（案）」、資料3-4が「第3期中期目標期間における4年目終了時評価のスケジュール（案）」、資料4が「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価における「第2期からの主な変更点（案）」」資料5が「今後のスケジュール（案）」となっています。

○委員長 続いて、第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る実績報告書作成要領及び評価作業マニュアルの策定に当たり主な検討すべき事項への方向性について、ワーキンググループ主査より報告をお願いします。

○ 本委員会ワーキンググループの検討状況についてご報告します。まず、現況分析における達成状況評価への活用方法について、中期目標（中項目）や中期目標（小項目）への反映等に関する意見がありました。

また、評定の表記を含めた、評価で用いる特記すべき点等の名称については、非常に紛らわしいとのご意見がありました。特記すべき点と特記事項は特記事項に名称を統一し、内容に関してわかりづらい箇所は、実績報告書作成要領、評価作業マニュアルで示すとともに、法人や評価者には説明会等で誤解が生じないように説明する方向で考えています。

詳細については、後ほど事務局より説明をいただきたいと思いますが、ワーキンググループとしては、今回の方向性に基づき引き続き検討を進めていきたいと考えています。

○委員長 どうもありがとうございました。次に事務局より説明をお願いします。

● 資料2をご覧ください。実績報告書作成要領と評価作業マニュアルの策定に当たって主に検討いただきたい点をまとめた資料です。

1. 中期目標の達成状況の評価方法を説明いたします。1つ目は段階判定の積み上げ方法及び段階判定区分の判断基準について、どのような設定が考えられるかです。第2期では、中期計画を中心に4段階で評価いただき、平均点をベースに大項目まで積み上げて評価をしましたが、第3期では、中期目標の達成状況の評価することに立ち返り、小項目を重視した評価の仕組みにしたいと考えています。中期計画の平均点や個性の伸長に向けた取組みなどの実績を総合的に判断するなど、第2期よりも小項目を重点的に評価し、中項目及び大項目は、その平均点を基本として積み上げることを考えています。

2つ目の現況分析の活用方法は、文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請により、現況分析の結果を達成状況評価において十分に活用することとされています。資料3-1をご覧ください。第2期では、現況調査表に記述した内容と特に関連がある場合は、法人は関連する学部・研究科等の名称を達成状況報告書に記載することとしていました。

関連付けされた学部・研究科等の分析項目が「期待される水準を大きく上回る」、「大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している」と判定された場合、関連付けされていないが現況分析結果で「注目すべき質の向上」に取り上げられた評価内容があった場合は、特記すべき点に抽出していました。

しかし、評価実施要項のパブリックコメントや第2期の検証アンケートにおいて、現況分析との関連付けは、複数の学部・研究科等に関連する計画が多く、記載に労力が必要であったため記載不要としていただきたい、作業負担や困難さを感じているといった意見がありました。従って、方向性としては、第2期の活用よりもさらに達成状況の段階判定に活用できるような仕組みとすること、現況分析との関連付けは単純化を検討し、具体的な方法はQ&Aや説明会等で示したいと考えています。

3つ目の特記事項については、小項目に照らして、中期計画の実施状況と小項目の達成に向けて得られた実績の欄から優れた点、特色ある点を抽出し、自己分析の過程で明らかになった課題については今後の課題として、それぞれの欄に記載いただくことを考えています。評価者は、法人が記載した中期計画の実施状況、小項目の達成に向けて得られた実績の欄から優れた点、特色ある点、改善を要する点を小項目ごとに抽出し、それらを小項目判定における判断の要素としたいと考えています。

○委員長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等があればご発言をお願いします。

○ 資料2の特記事項の説明で、中期計画の実施状況と小項目の達成に向けて得られた実績を区別して書くというお話ですが、この2つは大と小の関係ですから、中に含まれているように思えます。それを取り出して小項目の達成に向けて得られた実績として書くことの意味を教えてください。

● 評価者から小項目と中期計画が関連していると判断しにくいものが見られたという意見があり、明確に記載いただきたいという意図があります。

● 補足ですが、第2期の達成状況報告書を検証しますと、実施状況の欄に実施したことをただ記載しているケースが見受けられます。小項目に掲げた目標がどう達成されたのか読み取りづらいケースがありましたので、取組状況の延長として、その取組みが小項目にどのように貢献したかを実績として抽出していただきたいという趣旨です。

○ 目標がどのように達成されているのかわからないために項目を設けたという趣旨なので、きちんと書かれていれば両項目に同じようなことが書かれていても構わないということですね。

○委員長 先ほどの特記事項もそうですが、ある意味で法人側にどういうかたちで中期目標を書いていただくかを暗に示すという、そのための指針として、往々にして各部局は自分のところの業績評価や達成度評価を一生懸命アピールしますが、小項目と中項目を書くときにアンバランスが生じているというような現状もあり、それをどううまく法人の個性としてまとめるか。中期目標・中期計画を立てるときに、法人としてその目標の中でそれぞれの構成員が理解し合う必要があるので、その過程にこの評価を有効に使ってもらいたいと思います。それが中期目標制度の中で我々が目標にすべき、各法人に認識してほしい事柄で、そういうかたちで方向性を示していくのだと思っています。

○ 第2期よりも段階判定の区分を細かくするとありますが、どのような利点があるのかということを書いてある部分が見当たりません。それがないと理解しにくく、むしろそこがポイントだと思います。

● 段階判定については、前回の評価実施要項で確定されたため、ここには記載を省略してしまいましたので、修正したいと思います。

○委員長 次の議題に移ります。事務局より説明をお願いします。

● 資料2の3ページをご覧ください。2. 学部・研究科等の現況分析の方法について、記載項目は学系別でどのような内容、判定方法が考えられるか、特色ある取組みをどのような内容として考えるかを検討します。方向性は、細かい点ですが、学系ごとの名称を例えば「学系別の記載項目（人文科学系）」と、このような名称の使用を考えています。また、学系別の記載項目の構成・判定方法等については、11の学系別の検討チームにおいて検討の上、策定いただきたいと考えています。

資料3-2をご覧ください。大学基幹別認証評価（以下、認証評価という）との関係性について（案）です。まず、文部科学省から機構への要請で、認証評価で整えた根拠資料・データ等を活用して、法人の負担軽減に努めることと言われております。評価実施要項へのパブリックコメントで法人からも、現況調査表の資料が認証評価でできる限りそのまま使えるような仕組みを作ってほしいという意見をいただいています。方向性としては、学系別検討チームにおいて、学系別の記載項目で機構の認証評価の領域6「教育課程と学習成果に関する基準」との関係性を考慮しながら検討を進めていきたいと考えています。現在、認証評価においても、現況分析結果の活用を検討している状況です。ただ、制度が違いますので、お互いの審議の独立性は損なわないように配慮していきます。

○委員長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等があればご発言をお願いします。

○ 資料3-2の文部科学省から機構への要請内容でアンダーラインのところは、いわゆるエビデンスのことだろうと思います。大学ポートレートあるいはエビデンスを活用すること自体は全く異論はないのですが、現実問題として汎用性と言いますか、認証評価の受審大学が準備するエビデンスが法人評価にどの程度利用できるか想像がつかない部分がありますが、いかがでしょうか。

● 法人評価は法人が中期目標を定めた上でそれに対する達成状況を見る評価で、認証評価は設置基準に由来し、各認証評価機関が設けた基準を満たしているかどうかを確認していく評価ということで、そもそも評価の趣旨が違います。ただ、大学関係者や文部科学省との合意の中で生まれてきた部局ごとのパフォーマンスを見るための仕組みである現況分析に関しては、認証評価で新たに見ることになった教育課程、教育プログラムごとの評価とある程度合致するのではないかとということから議論はスタートしています。今の点については、運用が制度を超えてしまうようなことがないように、十分留意していく必要があると思っています。学系別の議論が進み、さらに認証評価の議論が深まったところで、最終的にもう一度ご議論いただく場でしっかり説明したいと思っています。

○ できるだけ認証評価と法人評価の共有性を図ろうという趣旨だと思いますが、6年ごとの法人評価と7年単位の認証評価はサイクルも合わない制度ですので、データを極力活用するということは、基本的には6年サイクルに統一していくという想定でよろしいでしょうか。また、資料3-2で審議の独立性を損なわないと米印にあるものの、同じデータを使って全く違う評価が出るとは考えられず、当然そこには非常に類似性、関連性があると思います。公立大学の場合は、国立大学と同じように法人評価と認証評価を実施しますが、地方独立行政法人には法人評価は認証評価の結果を踏まえて評価するという1項目があって、判断の難しいところがあると従来から言われていますが、こちらも同様の流れを想定すればよろしいのでしょうか。

● 議論はまだ進んでいませんが、直近では、認証評価の新しい制度が来年から始まりますので、2年後の法人評価と相互で利用できるだろうと考えています。提出いただいたデータ等は、相互で利用する際には年度が変わりますので、その場合の修正等は法人の判断となると考えています。認証評価結果を踏まえて法人評価を行うということについては、結果を活用する方向で検討しています。

○ 認証評価と法人評価が今後どう位置づけられて、どう理解して対応するかは、法人の負担にかなり影響すると思います。具体が少し見えると良いと思います。

● 公立大学法人のように、それぞれの評価結果を活用することまでは難しいと思っています。今回は、評価に使うエビデンス、まさに文部科学省が言っている根拠資料・データ等のところでの共通化を探ることが議論のスタートだにご理解いただければと思います。時点の問題はあるものの、大学ポートレート等の活用により直近のデータを抽出することも可能になってくると思いますので、法人の負担が極力軽減されるような方法を考えていきたいと思っています。

○委員長 次の議題に移ります。事務局より説明をお願いします。

● 資料2の3. 研究業績水準の判定方法をご覧ください。まず、第2期と同様に論文の被引用数等を評価者に参考資料として提供し、研究業績ごとに評価・判定いただきます。さらに、第3期では、他の評価者の判定結果を確認して、自身の判定結果を再検討できるような仕組みを入れたいと考えています。研究業績説明書の様式は、第2期と同じとしつつ、項目の並びを変えること等を考えています。

また、現況分析（研究）における評価では、各学系によって論文と著書のいずれをより重視するかなどに違いがあるため、評価に差が出ないようにしたほうがよいのではという意見も頂戴しています。今後検討していきたいと思っています。

○委員長 特段ご意見がなければ次に移ります。事務局より説明をお願いします。

● 資料3-3「データ分析集及び入力データ集の取扱いについて（案）」をご覧ください。1. 指標・項目・定義について、指標はデータ蓄積の継続性もありますので、第3期も第2期と同様とすることを考えています。項目とその定義は第4期に入る前に修正等を検討していきます。

2. データ分析集等の評価への活用については、第2期と同様に評価者及び法人へ提供し、評価の際の根拠資料の1つとして活用いただくことを考えています。学系別検討チームにおいて、学系別に評価指標を設定するかも記載項目と合わせて検討いただいているため、現状の項目や指標以外のものを学系別に設定する可能性もありますが、必要最低限に留めたいと考えています。

次に、資料3-4をご覧ください。第3期4年目終了時評価を実施する2020年度のスケジュールです。評価実施要項で定めましたが、第2期よりも各評価書類の提出期限等を早めたものとなっています。それにより、法人へのヒアリングを、第2期では1月のセンター試験の時期と重なっていましたが、12月に実施時期をずらすことができます。

続いて、資料4は評価実施要項のパブリックコメントの際に、法人に示した第2期から

の主な変更点をまとめた資料です。実績報告書作成要領と評価作業マニュアルのパブリックコメントの際にも、今回の内容を追記した更新版を示したいと考えています。

最後に資料5の「今後のスケジュール（案）」は、12月に本委員会を開催し、実績報告書作成要領と評価作業マニュアルを確定した後、年内にパブリックコメントを実施したいと考えています。その後、年度内の本委員会において、パブリックコメントの意見を踏まえた修正を行い、実績報告書作成要領及び評価作業マニュアルを公表したいと思います。

○委員長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等があればご発言をお願いします。

○ 別紙1「データ分析集指標一覧」の2. 教職員データに専任教員と本務教員という2つの言葉がありますが、この定義はそれぞれどうなっているのでしょうか。

● 専任教員は、設置基準で示されている教育を行う教員の数で、本務教員は、研究のみを行っている先生も含む全体の教員数という定義です。従って、本務教員のほうが広い枠組みです。

○ 教員数の定義は難しく、近年多様な種類の職名の教員が増えています。各大学によって、あるいは同じ大学であっても時期によって定義を変えることがあります。また、競争的外部資金等のデータを例にすると、本務教員数分の採択件数、受け入れ金額などがありますが、大規模大学と中小規模大学とでは教員の教育負担等は随分違って、当然のことながら教育負担の大きい中小規模大学は、教員あたりで算出すると非常に低い値になります。これがそのまま評価に使われますと、適切ではない評価になり得る可能性がありますと感じています。

● 本務教員の定義は学校基本調査と揃え、法人でばらつくことはないようにしています。競争的外部資金等の本務教員を使ったときの割合ですが、指標やデータは直接評価と繋がっているわけではなく、評価者が総合的に判断できるように活用いただくものになっています。

● ご指摘のとおり専任教員の中にも必置専任教員という言葉が別にあるように、様々な使われ方をしていることは事実ですから、文章化して統一する必要があると思います。今後、例えばQ&Aというかたちで法人に対して周知する場もありますので、定義を明確に示すように考えたいと思います。

○ 最近のポイントはパーマネント、つまり期間の定めのない雇用なのか、有期なのかということが問題になっていると思いますので、本務教員として計上する際に期間の定めの有無が関連するかが気になりました。また、上から5番目に海外派遣率とあり、海外派

遣には長・短期、単位認定の有無など様々なタイプがあると思いますが、ここで対象となるのは、一番狭い単位の認定につながるような派遣という意味かという点は確認しておきたいと思います。それから、資格取得率の資格とは、あまり使わない言葉でして、意味を教えてくださいたいと思います。

● 資格取得率は、例えば教員免許や医師免許を想定しています。海外派遣率等は一定の定義を持って集めており、いろいろなケースに対して可能な範囲で対応していますが、見方が変わると思われる部分も出てきています。学系別検討チームでは、データを見る際の重要度についてご議論いただくことになろうかと思っています。

○ 海外派遣は日本人の学生がもっと海外に出て行って、多様な経験をすることが重要であるとの認識が背景になっていると思います。短くても外国に行くことに意味があるという意見から、本格的に外国で単位を取るという長期型を追求すべきという意見まで幅があります。そのような中で、海外派遣率に意味を持たせるとすれば、どのような意味で何を重視するのかをはっきりしておかないと、受けとめ方がばらばらになってしまうと思います。

● おっしゃる趣旨は大変よくわかりますし、全くそのとおりだと思いますが、他方で、これは法人の個性にも関わる問題という理解はあると思います。法人としてのミッションを考えてどう捉えるかは、1つの個性の表れかなと考えております。

定義を明確にすることは、海外派遣に関わらず指標としては大変重要なことで、そうでないと統計としての意味がありません。機構としても今後できる限り定義を明確に努めていくことを考えていますが、他方で、法人の状況は多種多様となっていて、機構で定義を1つ設定して、それを全法人にお使いいただくことは難しかろうと思います。ある程度定義を固めた上で、各法人の個性を考えて、ここに該当する数は何かということをご記入いただくことになるかと思っています。

● 1つご理解をいただきたいのは、経年変化を見ることも重要な要素ですから、劇的に変えてしまうと同一指標であっても意味が異なるデータとなってしまうこともあり得ます。そういったことにも留意しながら検討を進めていきたいと思っています。

○ 資料2の3. 研究業績水準の判定方法について、他の評価者の判定結果を見て再検討の上修正するとありますが、論文の査読も正反対の結果が出ることは多々あり、これを事前に調整するようなことが審査の適正化なのかということは疑問です。

● 評価者自身の基準を持っているものの判定が悩ましい場合に、他の評価者の結果を

参考に、自身がそれに倣うのではなく、評価を見直すことに活用いただければよいかと思っています。他の評価者の結果に誘導されて自らの基準が揺らいでしまうことは、ピアレビューの本質からすると問題ですので、研修等も含めた周知方法については検討していきます。

● 個々の評価結果を相互に開示するのか、あるいは分布というかたちにするのかといった具体の方法については、今後検討していきます。

また、研究業績水準の判定の2つ目の丸で、論文の被引用数などは自然科学には馴染むものですが、特に人社系とか芸術系ではあまり馴染まないかと思しますので、研究業績水準判定に関しては学系別の特徴を踏まえた評価を検討していきます。

○委員長 何かお気づきの点、コメントはありますか。それでは、以上で本日は閉会とします。長時間ご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —